

授業科目名	物権法	※選 択	開講年次	2	単位数	2
科目区分	専門科目					
サブタイトル	民法の基礎を学ぶ（その3）		担当者	勝田 信篤		
講義概要	<p>【概要】物権法を解説する。物権とはある物を直接支配する権利のことをいい、広義には①占有権②所有権③地上権④永小作権⑤地役権⑥入会権⑦抵当権⑧質権⑨留置権⑩先取特権の10の権利のことをいい、狭義には①占有権②所有権③地上権④永小作権⑤地役権⑥入会権の6つの権利のことをいう。本講義では、狭義の物権について学習する。まず物権法の大原則を学び、その後個別の物権について順次学んでいく。講義は板書および口頭での解説による。基本的なことは必ず板書するので、まずこれを理解することを第一に考えてほしい。尚、授業中の私語、携帯電話等の使用を禁ずる。</p> <p>【到達目標】 学習した内容を現実の事案にあてはめて、適当な解決方法を導けるようになる。</p>					
履修条件	民法総則Ⅱを履修済み、または同時に履修していることが望ましい。					
教科書・参考書	<p>【教科書】我妻栄『民法Ⅰ 総則・物権法』勁草書房、2200円。 六法:どの出版社のものでもよい。ただし、平成23年版。授業の際には、必ず持参すること。</p> <p>【参考書】鎌野邦樹他『確認民法用語300』成文堂、600円。</p>					
授業回数	内容					
1	ガイダンス、意思主義、物権変動の時期、不動産登記					
2	不動産登記、不動産物権変動の対抗要件、二重譲渡					
3	177条の第三者の範囲、中間省略登記					
4	動産物権変動の対抗要件、引渡しの類型					
5	即時取得					
6	所有権、所有権に基づく物権的請求権					
7	共有					
8	相隣関係					
9	占有権、占有訴権					
10	地上権と賃借権					
11	地上権と賃借権、永小作権					
12	地役権、入会権					
13	取消後の第三者					
14	94条2項類推適用					
15	まとめ					
評価方法	期末試験を特に重視するが、出席、授業への参加度等も加えて、総合的に評価する。					
評価基準	A：授業内容を理解しており、応用力もある、B：授業内容を理解している、C：最低限の基礎力を備えている、D：基礎力が不足している、E：基礎力が著しく不足している。					
その他	<p>【自宅での学習例】ノートを見ながら、その日の授業内容を再現してみる。疑問点が生じたら、まず教科書、参考書等で調べ、それでもわからなければ、次回の授業時に質問する。</p> <p>※Eカリキュラム（経営法）コースの学生は選択必修科目</p>					